令和４年版 回顧と展望

警備情勢を顧みて

特集「Ｇ７広島サミットの成功に向けて」

警察庁
焦点 第293号
令和５年３月発行

目　　次

【表紙写真】
Ｇ７広島サミットの会場となるグランドプリンスホテル広島と広島市の街並み（共同）

【１ページ「はじめに」写真】
上段左：警護訓練（11月、広島）
上段中：ＩＳＩＬに襲われたアフガニスタン・カブールのホテル（ＥＰＡ＝時事）
上段右：３期目の習近平指導部が発足（共同）
下段左：攻撃を受けたウクライナの都市・ビンニツァ（ＡＦＰ＝時事）
下段中：Ｇ７エルマウ・サミットでの抗議行動（共同）
下段右：被災者の救出活動（８月、石川）

はじめに

令和４年（2022年）中は、７月８日、奈良市内において、警護対象者である安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生しました。警察では、警護において同様の事態を二度と生じさせないようにするために、同警護の検証結果を受けて制定された新たな警護要則に基づき、警護態勢の強化等に取り組んでいます。

サイバー攻撃情勢では、我が国の政府機関や企業を標的としたサイバー攻撃が発生しており、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっています。警察では、極めて深刻な情勢の続くサイバー空間をめぐる脅威に対処するため、警察庁に新たにサイバー警察局を設置するなどして、サイバー事案への対処能力の強化を図っています。

国際テロ情勢に目を向けると、依然として、欧米諸国等においてＩＳＩＬ(注)等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しており、我が国をめぐる国際情勢では、ロシアによるウクライナ侵略が長期化の様相を呈する中、北朝鮮が相次いでミサイル発射を行ったほか、中国が尖閣諸島周辺に公船を派遣して領海侵入等を繰り返すなど、海洋進出の動きを活発化させています。

また、国内においては、右翼が領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだほか、極左暴力集団は、反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図っており、今後も情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

さらに、地震、大雨等の自然災害により、全国各地で死者を伴う被害が発生しています。

警察では、こうした治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等に継続して取り組み、総力を挙げて各種対策を推進していきます。

(注)：Islamic State in Iraq and the Levantの頭文字。いわゆる「イスラム国」

※　掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和４年12月31日現在のものです。

※　「焦点」は、警察庁ウェブサイトにも掲載しています。(https://www.npa.go.jp/bureau/security/publications/index.html)

はじめに

■ 警護の検証と見直し

令和４年（2022年）７月８日、奈良市内において、警護対象者である安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生しました。

警察庁においては、警察が警護を実施していたにもかかわらず、警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、警察庁次長を長とする「検証・見直しチーム」を立ち上げ、同警護の問題点を明らかにする検証作業を行うとともに、検証の結果を踏まえて、今後講じるべき具体的な対策を検討しました。

この検証により、現場における警護や警護計画上の問題等が明らかとなったことから、専ら都道府県警察の責任で警護を実施していたこれまでの仕組みを見直し、都道府県警察が行う警護に対する警察庁の関与を抜本的に強化するため、同年８月26日、国家公安委員会において、新たな警護要則が制定されました。新たな警護要則では、警察庁が情報の収集・分析及び整理を行って都道府県警察に通報するとともに、警察庁が警護計画の基準を定め、都道府県警察から警護計画の案の報告を受けて必要な指示等をすることとされました。

令和５年５月には、主要国首脳会議（Ｇ７サミット）が広島県で開催される予定であり、警察では、新たな警護要則に基づく措置を確実に講じるなど、警護に万全を期すこととしています。

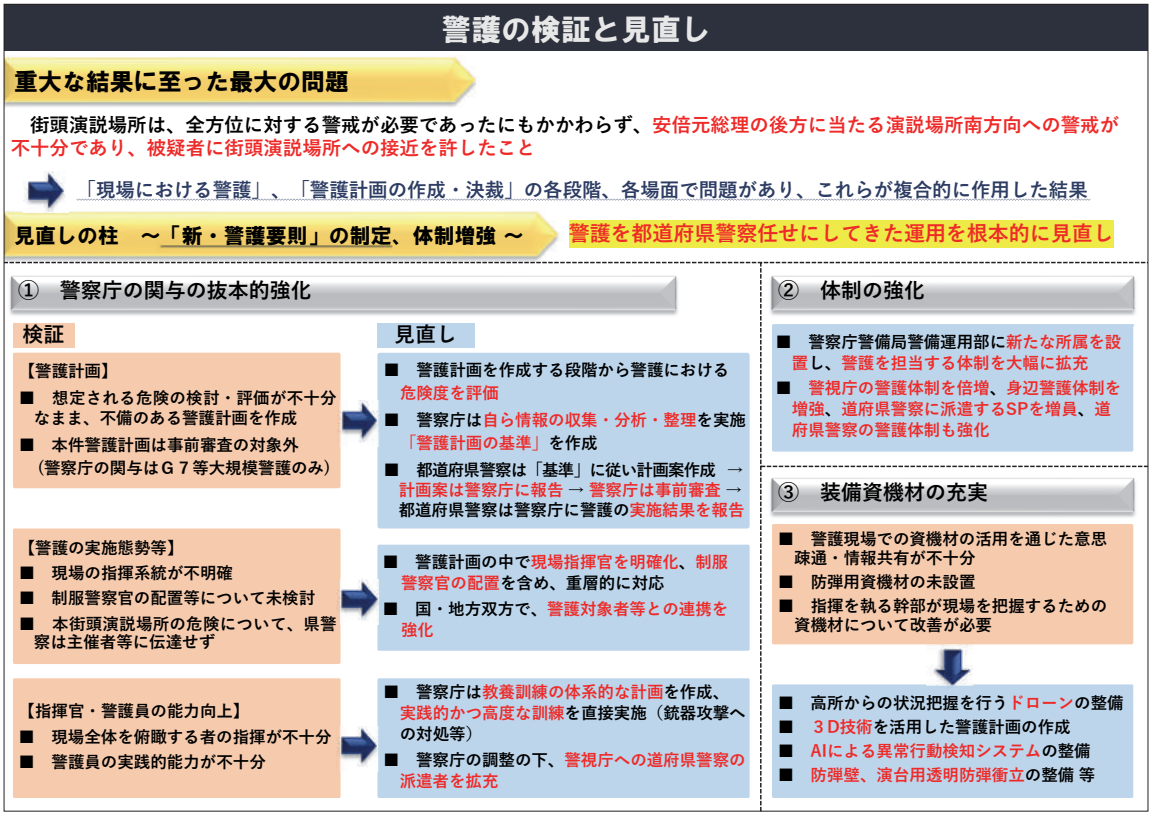

故安倍晋三国葬儀の執行に伴う警備

令和４年９月27日、日本武道館において執り行われた、故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）には、勅使、皇后宮使、上皇使及び上皇后宮使並びに秋篠宮皇嗣同妃両殿下をはじめとする各皇族方が御臨席されたほか、葬儀委員長を務めた岸田文雄首相をはじめとする政府・政党要人、ハリス米国副大統領をはじめとする首脳級の要人を含む217の国・地域・国際機関からの代表等合計4,170人が参列しました。また、九段坂公園において実施された一般献花では、２万5,889人が献花を行いました。

国葬儀の執行に伴う警備は、新たな警護要則の下で実施する、最初の大規模警備となりました。警察庁では、同年７月22日、警察庁次長を長とする「故安倍晋三国葬儀警備対策推進室」を設置するとともに、警視庁をはじめとする関係警察においても所要の体制を構築するなど、参列者の安全と行事の円滑な進行を確保するため、警護に係る検証・見直しの結果を踏まえ、全国警察の総力を挙げて、各種の警備対策を推進しました。

警護車列（９月、東京）

国葬儀をめぐっては、極左暴力集団やいわゆるローン・オフェンダー等による違法行為の発生が懸念されたほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にありました。このような情勢の中、警視庁においては、特別派遣部隊約2,500人を含む最大時約２万人の体制で警備に当たり、国葬儀の執行に伴う警備を完遂しました。

日本武道館の警戒（９月、東京）

一般献花の警戒（９月、東京）

Ｇ７広島サミットの概要

Ｇ７広島サミットの概要

Ｇ７サミットとは、仏、米、英、独、日、伊、加（議長国順）の７か国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して、毎年開催される会議です。

Ｇ７広島サミットは、令和５年５月19日から同月21日までの間、広島県広島市において開催されます。また、同年４月16日から同月18日までの間に長野県軽井沢町で開催される外務大臣会合、同年５月11日から同月13日までの間に新潟県新潟市で開催される財務大臣・中央銀行総裁会議等、15の関係閣僚会合が全国各地で開催されます。

Ｇ７エルマウ・サミット（６月、ドイツ）
（首相官邸ホームページ）

2023年G7広島サミット等開催地一覧

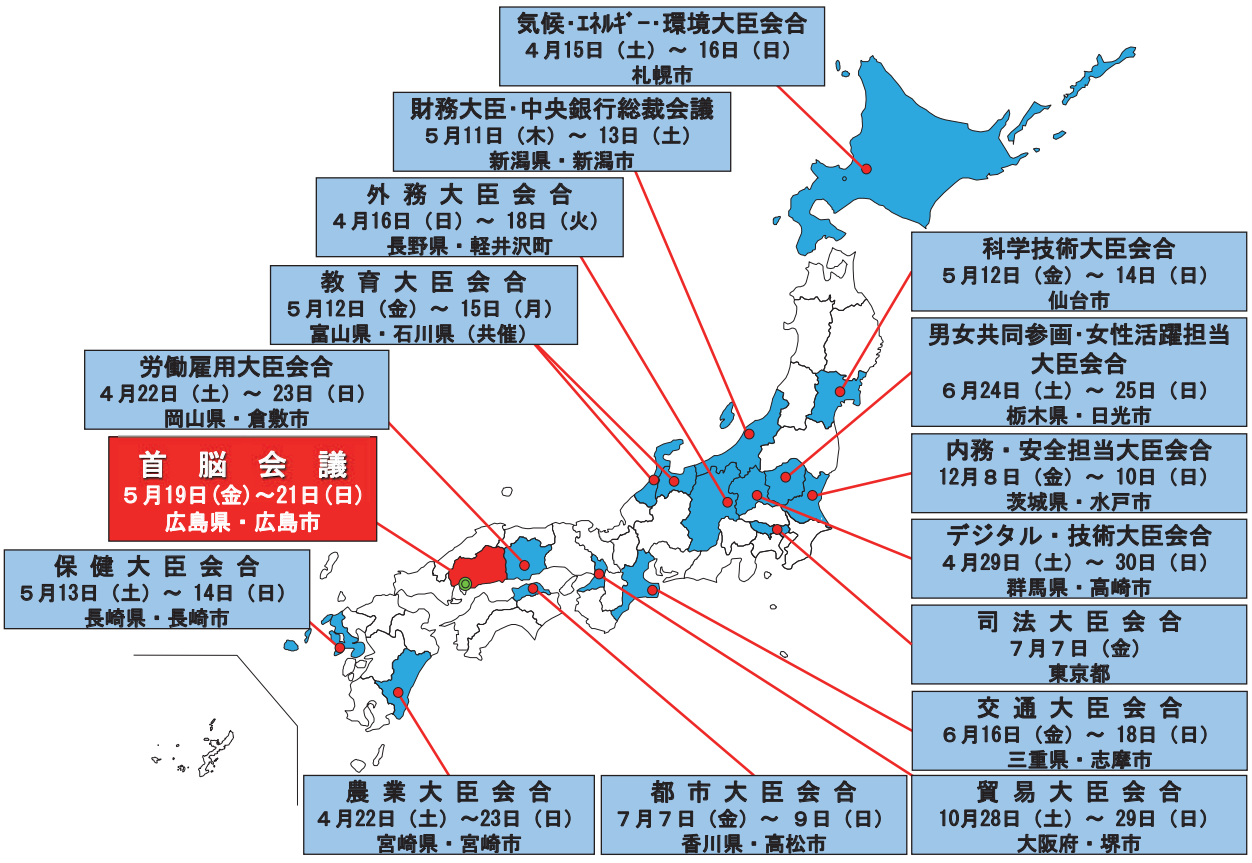

Ｇ７広島サミットをめぐる諸情勢

国際テロ情勢

Ｇ７広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関連行事（以下「Ｇ７広島サミット等」という。）は、我が国に対する国際テロの脅威が継続している中で開催されるほか、ＩＳＩＬ等のイスラム過激派がテロの標的とする国の首脳等の来日も見込まれるなど、テロの発生には警戒が必要です。

過去には、サミット等の大規模イベントの開催期間中や期間前にテロ事件が発生したこともあり、平成17年（2005年）７月に英国・グレンイーグルズで開催されたサミットでは、開催期間中に、ロンドン中心部で地下鉄等に対する爆弾テロ事件が発生しています。

同時爆弾テロで破壊されたバス（ロンドン）
（ＥＰＡ＝時事）

サイバー攻撃情勢

近年、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢が続いており、過去の国際的な行事においては、行事に関係するシステムに対するサイバー攻撃や行事に関連するかのようなおとり文書を用いた標的型メール攻撃等が発生していることから、Ｇ７広島サミット等の妨害等を目的としたサイバー攻撃の発生が懸念されます。

公安情勢

極左暴力集団や、国際会議を捉えて環境保護等を主張する勢力は、過去に我が国で開催された国際会議に対する抗議行動に取り組んでおり、また、右翼等は、日米地位協定見直しや米軍基地問題等を捉えて米国に対する抗議行動に取り組んでいることから、Ｇ７広島サミット等においても、これらの勢力による過激な抗議行動や違法行為の発生が懸念されます。

さらに、近年、特定のテロ組織等と関わりのない者が、社会に対する強い不満や偏った政治的主張等に基づいて違法行為を起こす事案が発生しており、Ｇ７広島サミット等においても、いわゆるローン・オフェンダーによる国内外要人や関係施設を標的とした違法行為の発生も懸念されます。

Ｇ７広島サミット等に向けた警察の取組

警備対策の推進

警察庁では、Ｇ７広島サミット等の開催に伴う警察措置の万全を期するため、令和４年７月15日、警察庁次長を長とする「Ｇ７広島サミット等警備対策推進室」を、首脳会議、外務大臣会合、財務大臣・中央銀行総裁会議の開催地をそれぞれ管轄する広島県、長野県、新潟県の各県警察ではサミット対策課を、その他の関係閣僚会合の開催地を管轄する都道府県警察では警備対策室等をそれぞれ設置して体制を確立しています。

警察では、国内外要人の身辺の安全とＧ７広島サミット等の安全かつ円滑な進行を確保するとともに、テロ等違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げた総合的な警備対策を推進しています。

警察庁Ｇ７広島サミット等警備対策推進室会議
（10月、東京）


広島県警察サミット対策課発足式
（７月、広島）

大規模な警備体制の構築

平成28年（2016年）５月に開催された伊勢志摩サミットでは、警察は、全国から三重・愛知両県警察への特別派遣部隊約１万5,000人を含む最大時約２万3,000人の体制で警備に当たりました。

Ｇ７広島サミットにおいても、開催地を管轄する広島県警察と全国から派遣された特別派遣部隊により、警備を行うこととしています。

警護の徹底

Ｇ７広島サミット等では、主要国の首脳をはじめとした多数の外国要人が来日するところ、参加する国内外要人の安全を確保することは、サミット開催国として極めて重大な責務です。

警察では、実践的な訓練により、警護体制を強化するとともに、新たな警護要則に基づく措置を確実に講じることにより、国内外要人の安全の確保を徹底することとしています。

警護訓練（10月、広島）

重要施設等の警戒の徹底

警察では、会議場や首脳宿舎をはじめとするサミット関連施設だけではなく、全国の重要施設や大規模集客施設等についても警戒を徹底し、テロ等違法行為の未然防止を徹底することとしています。

治安警備訓練（７月、広島）

各種部隊の対処能力の向上

警察では、大規模なデモの規制等に当たる機動隊や銃器対策部隊をはじめとするテロ対処部隊の対処能力の更なる向上を図るため、実践的訓練を推進しています。

テロ対処部隊の訓練（1月、広島）

官民連携と国民の理解と協力の確保

官民連携

広島県警察では、平成30年９月に設立された「広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」の場を活用して、地元自治体、民間事業者等との情報共有や連絡体制の確立、合同訓練等の取組を推進しています。

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議
（11月、広島）

国民の理解と協力の確保

Ｇ７広島サミット等の警備では、警察官による検問や会議場周辺での交通規制等が行われます。こうした取組は、国民生活に少なからず影響を及ぼすものですが、テロ等違法行為の未然防止やサミット開催期間中の安全かつ円滑な交通の確保のためには不可欠なものです。

テロや不審者等に関する情報提供等と合わせて、警察では、国民の理解と協力を得るため、ポスター、ホームページ、ＳＮＳ等各種広報媒体を活用した、積極的かつ分かりやすい広報活動に努めています。

また、広島県警察では、住民説明会や事業者への講演会に積極的に参画して情報発信を行うなど、警察の取組について、地域住民や地元事業者の理解と協力の確保を図っています。

住民説明会（11月、広島）

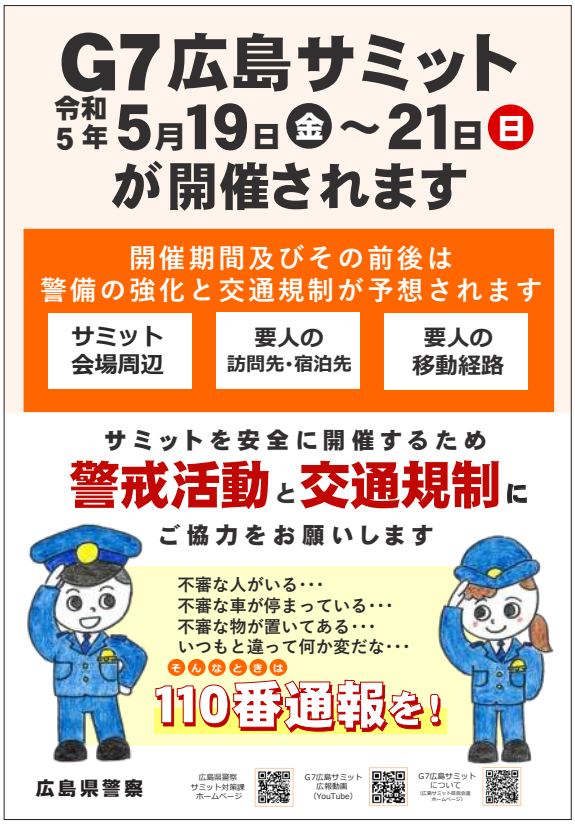

ポスター（広島県警察作成）

国際テロ対策

Ｇ７広島サミット等の開催に向けて、計画的にテロ対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期す必要があります。

警察では、国際テロの未然防止を図るため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換や総合的なテロ関連情報の収集・分析を徹底するとともに、出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策や官民一体となったテロ対策等、各種テロ対策を推進することとしています。

例えば、Ｇ７広島サミット等の安全かつ円滑な進行を確保するため、関係機関等と連携し、爆発物を用いたテロ等を未然に防止する必要があることから、爆発物原料を販売・管理する事業者に対する戸別訪問等を実施するとともに、ウェブサイト上の有害情報への対策を強化しています。

関係機関との水際対策訓練（10月、広島）

サイバー攻撃対策

警察では、関係機関・団体等と連携して、Ｇ７広島サミット等をめぐるサイバー攻撃及び攻撃者に係る情報収集・分析を推進しています。また、Ｇ７広島サミット等の開催決定直後から、開催場所等を管理する事業者、電力、ガス、空港等の重要インフラ事業者等に対するサイバーセキュリティ対策状況の確認及び助言を実施するとともに、主催府省庁、開催場所等を管理する事業者等とのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を実施するなど、官民が連携したサイバー攻撃対策を推進しています。

公安諸対策

警察では、極左暴力集団や右翼等による「テロ、ゲリラ」事件のほか、国際会議を捉えて環境保護等を主張する抗議行動に伴う違法行為やいわゆるローン・オフェンダーによる違法行為を防ぐため、情報収集活動、会場周辺や要人の行き先地等への警戒強化及び事件捜査を推進しています。

また、海外において環境保護等を主張し違法な抗議行動を行っている活動家の来日が懸念されることから、出入国在留管理庁や税関等関係機関と緊密に連携し、国際空港・港湾において水際対策を推進しています。

サイバー攻撃

情　勢

インターネットが国民生活や社会活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっています。こうした中、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロや情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）といったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっています。

サイバー攻撃には、①攻撃の実行者の特定が難しい、②攻撃の被害が潜在化する傾向がある、③国境を容易に越えて実行可能であるといった特徴があり、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の強化が求められています。

サイバー攻撃の手口としては、攻撃対象のコンピュータに複数のコンピュータから一斉に大量のデータを送信して負荷を掛けるなどして、そのコンピュータによるサービスの提供を不可能にするＤＤｏＳ攻撃（注）や、セキュリティ上のぜい弱性を悪用してコンピュータに不正に侵入し、又は不正プログラムに感染させることなどにより、管理者や利用者の意図しない動作をコンピュータに命令する手法等があります。不正プログラムに感染させる手口として、業務に関連した正当なものであるかのように装った電子メールによる標的型メール攻撃が代表的です。

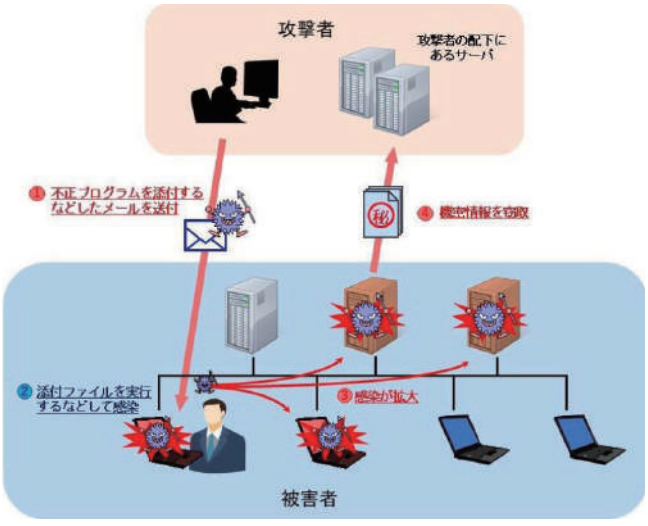

標的型メール攻撃による情報窃取の例

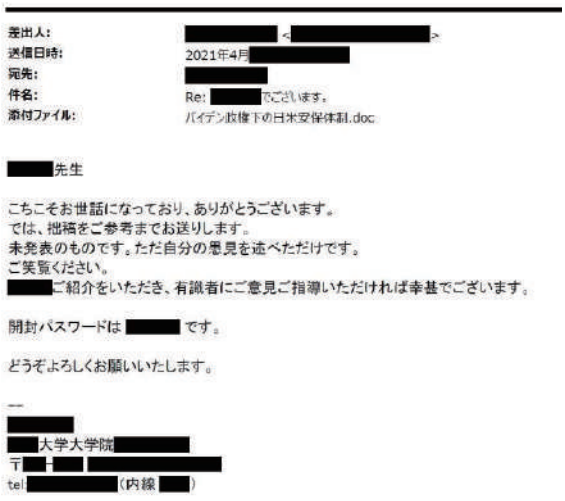
差出人：
送信日時：2021年4月
宛先：
件名：Re: でございます。
添付ファイル：バイデン政権下の日米安保体制.doc

先生

こちこそお世話になっており、ありがとうございます。
では、拙稿をご参考までお送りします。
未発表のものです。ただ自分の意見を述べただけです。
ご笑覧ください。
ご紹介をいただき、有識者にご意見ご指導いただければ幸甚でございます。

開封パスワードは　です。

どうぞよろしくお願いいたします。

大学大学院
〒
tel（内線 ）

標的型メール攻撃の例

（注）：Distributed Denial of Serviceの略。特定のコンピュータに対し、大量のアクセスを繰り返し行い、コンピュータのサービス提供を不可能にするサイバー攻撃であるＤｏＳ攻撃（ＤｏＳはDenial of Serviceの略）の一形態

国内情勢

(1)　化学工業関連企業に対するサイバー攻撃

令和４年（2022年）１月、化学工業関連企業は、自社で運用するサーバに不正アクセスが行われ、サーバ内に保存した情報の一部が外部に流出した可能性があると発表しました。これに関連し、同社のグループ企業においても不正アクセスが行われ、サーバ内に保存した情報が外部に流出した可能性があることを発表しました。

(2)　大手システム事業者に対するサイバー攻撃

令和４年５月、大手システム事業者及びグループ企業は、運用するシステムの一部通信制御装置に対して、ぜい弱性を悪用した不正アクセスが行われていたことを確認したと発表しました。これにより、当該通信制御装置を通過した通信パケット等を窃取された可能性があるとしています。

(3)　複数のウェブサイトの閲覧障害

令和４年９月、「e-Gov」等の政府機関や国内企業等の運営するウェブサイトが一時閲覧不能になり、関連して、親ロシアのハッカー集団とされる「Killnet」等が犯行をほのめかす声明を発表する事案が発生しました。

「Killnet」は、「日本政府に宣戦を布告する」との動画を投稿し、ロシアによるウクライナ侵略等に対する日本の反ロシアの姿勢に反対している旨の声明を発表しているものの、ロシア政府との関係については否定しています。

なお、その後「Killnet」は、資金難を理由に日本に対する攻撃を停止する旨を表明しています。

Killnetが投稿した動画の一部

第２章　サイバー攻撃情勢

国際情勢

(1)　北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っているとみられています。

【事例】６億2,000万ドル相当の暗号資産のサイバー攻撃による窃取

令和４年（2022年）４月、米国連邦捜査局（ＦＢＩ）は、ベトナムのＩＴ企業「SkyMavis」から６億2,000万ドル相当の暗号資産が窃取された事案について、北朝鮮のサイバー攻撃集団「Lazarus」及び「APT38」が関与していたと発表しました。同年５月、米財務省外国資産管理局は、同事案で窃取された暗号資産の洗浄に用いられたミキシングサービス「Blender.io」に対して制裁措置を発動したことを発表しました。

(2)　中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っているとみられています。

【事例】サイバー攻撃集団「APT40」構成員の起訴

令和３年（2021年）７月、米国司法省は、航空、防衛、バイオ医薬品分野等に関する情報を標的として、米国、英国、ドイツをはじめとした複数の国々にサイバー攻撃を行っていたとして、サイバー攻撃集団「APT40」の構成員４人を起訴したと発表しました。標的とされた情報には、潜水艦及び自動運転車に関する機微な技術情報、感染症に関する研究情報等が含まれていたとしています。

米国司法省の会見
（ＺＵＭＡ Press）

(3)　ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行っているとみられています。

【事例】国際衛星通信へのサイバー攻撃

令和４年（2022年）５月、ファイブアイズ諸国、欧州連合（ＥＵ）及びウクライナは、ロシア政府が国際衛星通信へのサイバー攻撃を行い、欧州全域に影響を及ぼしたとして、非難声明を発表しました。同攻撃はロシアによるウクライナ侵略の約１時間前に行われ、通信会社「ViaSat」が運営する衛星ネットワークが標的とされました。

サイバー警察局の発足

警察庁

警察では、極めて深刻な情勢の続くサイバー空間をめぐる脅威に対処するため、令和４年４月、警察庁に新たにサイバー警察局を設置しました。警察庁においては、これまでサイバー関連の業務に関する事務を複数の局で対処してきましたが、サイバー警察局の新設により、捜査指導、情報収集・分析、対策といった業務が一元化され、人的・物的リソースの一層効果的な活用が可能となりました。

また、サイバー事案の捜査に当たっては、外国捜査機関との連携が不可欠であるところ、国の捜査機関として関東管区警察局にサイバー特別捜査隊が新たに設置され、外国捜査機関等との各種会議に参加するなどし、信頼関係の構築に向けて取り組んでいます。

警察庁では、都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たっています。また、長官官房参事官（サイバー情報担当）を長とするサイバー攻撃分析センターを設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化しています。

サイバーフォース

警察庁及び全国の情報通信部（注１）に都道府県警察のサイバー攻撃対策部門へ技術的な面から支援を行う部隊であるサイバーフォースを設置しています。また、警察庁のサイバーフォースセンターは、全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、サイバー攻撃発生時には被害状況の把握等を行う拠点として機能するほか、24時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラムの解析、全国のサイバーフォースに対する指示等を行っています。

都道府県警察

政府機関、重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者等が多く所在する14都道府県警察（注２）には、サイバー攻撃対策隊を設置しています。サイバー攻撃対策隊は、サイバー攻撃に係る捜査に関する専門的な知識、技能及び経験を生かし、設置された都道府県におけるサイバー攻撃対策のみならず、他の都道府県警察に対して技能・技術・体制面の支援を行うことにより、サイバー攻撃事案に対する警察全体の捜査能力の向上を図っています。このほか、情報収集活動の推進や民間事業者等との協力関係の確立においても、中核的な役割を果たしています。

（注１）：管区警察局情報通信部（四国警察支局情報通信部を含む）、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

（注２）：北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

官民連携の推進

サイバーテロ対策協議会

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っています。

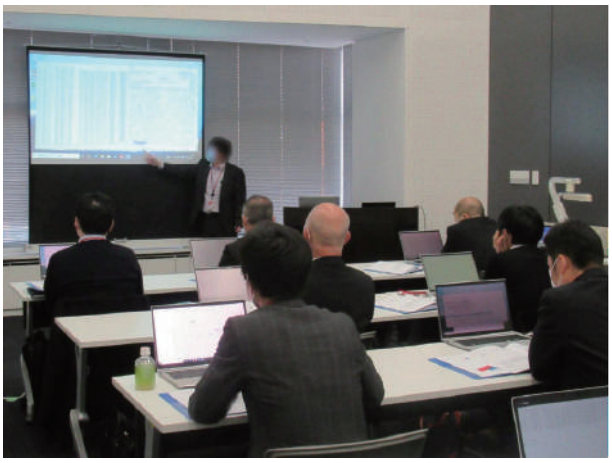

サイバーテロ対策協議会の開催状況

サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,400（令和４年６月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築しており、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約するとともに、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析し、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っています。

その他の官民連携の枠組み

警察では、上記の枠組みのほか、警察庁とウイルス対策ソフト提供事業者等とで構成する不正プログラム対策協議会、警察庁とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者とで構成するサイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会、高度な研究開発を行う大学との連携といった官民連携の枠組みを通して、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等を推進しています。

サイバー攻撃の実態解明

サイバー攻撃の実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めています。また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進しています。

インターネット利用者への情報提供

サイバーフォースセンターでは、インターネット上に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等を集約・分析することで、ＤｏＳ攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするリアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用しています。このシステムにより分析した結果をインターネット観測結果として重要インフラ事業者等への情報提供に活用するほか、警察庁ウェブサイト上で、各種プログラムのぜい弱性や不正プログラムに関する情報等を公開しています。

【事例】Emotetに関する注意喚起の実施

令和４年上半期には、不正プログラム「Emotet」の活動が活発になったところ、メールに添付されたショートカットファイルを開く（実行する）ことで感染する新たな手口が出現したり、「Emotet」に感染することにより、ブラウザに保存されたクレジットカード情報が窃取される事案が発生したことから、警察庁ウェブサイトを通じて注意喚起を行いました。

アトリビューションにより国家レベルの関与を明らかにしたサイバー攻撃事案

北朝鮮当局の下部組織とされる、「Lazarus」と呼称されるサイバー攻撃集団が、数年来、国内の暗号資産関係事業者を標的としたサイバー攻撃を行っていると強く推察される状況にあることが、関係都道府県警察やサイバー特別捜査隊の捜査等によって判明しました。

この攻撃は今後も継続されると考えられ、最近は暗号資産取引が事業者だけではなく、個人間でも行われているため、個人にも被害が及ぶおそれがあります。こうしたことから、暗号資産取引に関わる個人や事業者がこうした組織的なサイバー攻撃が行われているという認識を持ち、サイバーセキュリティの強化に取り組むよう、警察庁は令和４年10月14日、金融庁及び内閣サイバーセキュリティセンターと連名で注意喚起を発表しました。

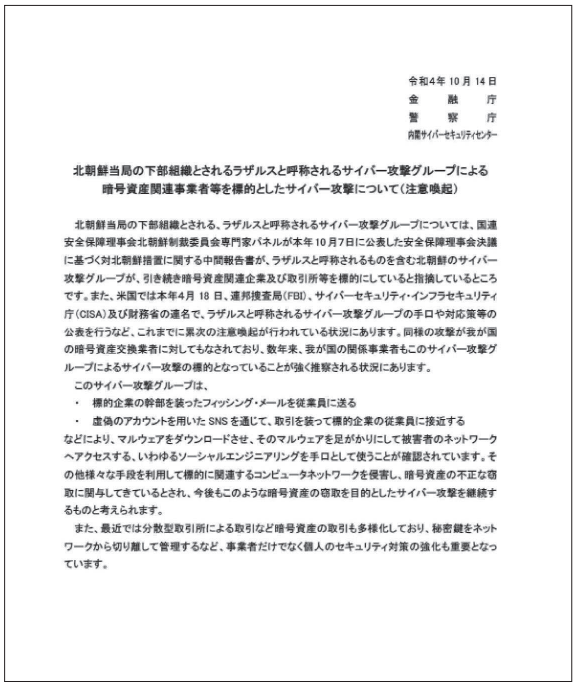

令和4年 10 月 14 日
金　融　庁
警　察　庁
内閣サイバーセキュリティセンター

北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループによる
暗号資産関連事業者等を標的としたサイバー攻撃について（注意喚起）

北朝鮮当局の下部組織とされる、ラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループについては、国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネルが本年 10 月7日に公表した安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置に関する中間報告書が、ラザルスと呼称されるものを含む北朝鮮のサイバー攻撃グループが、引き続き暗号資産関連企業及び取引所等を標的にしていると指摘しているところです。また、米国では本年4月 18 日、連邦捜査局（FBI）、サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁（CISA）及び財務省の連名で、ラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループの手口や対応策等の公表を行うなど、これまでに累次の注意喚起が行われている状況にあります。同様の攻撃が我が国の暗号資産交換業者に対してもなされており、数年来、我が国の関係事業者もこのサイバー攻撃グループによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にあります。

このサイバー攻撃グループは、

・　標的企業の幹部を装ったフィッシング・メールを従業員に送る
・　虚偽のアカウントを用いた SNS を通じて、取引を装って標的企業の従業員に接近する

などにより、マルウェアをダウンロードさせ、そのマルウェアを足がかりにして被害者のネットワークへアクセスする、いわゆるソーシャルエンジニアリングを手口として使うことが確認されています。その他様々な手段を利用して標的に関連するコンピュータネットワークを侵害し、暗号資産の不正な窃取に関与してきているとされ、今後もこのような暗号資産の窃取を目的としたサイバー攻撃を継続するものと考えられます。

また、最近では分散型取引所による取引など暗号資産の取引も多様化しており、秘密鍵をネットワークから切り離して管理するなど、事業者だけでなく個人のセキュリティ対策の強化も重要となっています。

暗号資産関係事業者に対する注意喚起文
（一部抜粋）

国際テロ

国際テロ情勢

ＩＳＩＬ及びＡＱの動向

イラク及びシリアにおいて勢力を増大させたＩＳＩＬは、諸外国の支援を受けたイラク軍やシリア軍等の攻撃により、その支配地域を失い、令和４年（2022年）中には、２代目指導者及び３代目指導者が相次いで殺害されました。

ＩＳＩＬ２代目指導者が潜伏していたとされる住居
（ＡＦＰ＝時事）

しかし、ＩＳＩＬは、令和４年（2022年）11月、新指導者の就任を発表し、これに対し、ＩＳＩＬの「州」を称する各地の関連組織は、同人への忠誠を表明しています。

ＩＳＩＬは、従前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ＩＳＩＬ有志連合」参加国等に対するテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器が入手できない場合には刃物、車両等を用いるよう呼び掛けてきました。令和２年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況においても、テロの実行の呼び掛けを継続しており、引き続き、欧米諸国等において、ＩＳＩＬ等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生しています。

また、イラク及びシリアにおける外国人戦闘員及びその家族に関しては、母国又は第三国に渡航してテロを起こす危険性や、収容施設等で更なる過激化が進む可能性が指摘されています。

一方、ＡＱ(注)及びその関連組織については、反米・反イスラエル的思想を繰り返し主張しており、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けています。また、アフリカにおいては、現地のＡＱ関連組織が、政府機関等を狙ったテロを行っています。令和４年（2022年）７月、米国の作戦により指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害されたものの、その後もＡＱ関連組織は、アフリカで大規模なテロを行うなど活発な活動を継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられています。

ザワヒリ殺害を発表する
米国・バイデン大統領
（ＥＰＡ＝時事）

このほか、アフガニスタンでは、令和３年（2021年）８月末に駐留米軍が撤退を完了した後、タリバーンが全土を制圧しま

(注)：Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

したが、タリバーンはＡＱとの密接な関係が指摘されているほか、令和４年（2022年）９月には、カブールにある在アフガニスタン・ロシア大使館に対する自爆テロ事件が発生するなど、同国では不安定な治安情勢が続いており、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されています。

我が国や邦人を標的とする国際テロの脅威

平成25年（2013年）１月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）４月のスリランカにおける連続爆破テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生していることから、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念されます。

スリランカにおける連続爆破テロ事件
(NurPhoto via AFP)

実際に、平成27年（2015年）のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ＩＳＩＬによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆されました。その後も、ＩＳＩＬはオンライン機関誌「ダービク」等において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししました。

ＡＱについても、平成24年（2012年）５月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のＡＱ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、同人が、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっています。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国にとってイスラム過激派によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえます。

我が国においても、ＩＳＩＬ関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でＩＳＩＬへの支持を表明する者が国内に存在しており、ＩＳＩＬやＡＱ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが日本国内で発生する可能性は否定できません。

これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえます。

第３章　国際テロ情勢

国際テロ対策

「「世界一安全な日本」創造戦略2022」に基づく取組

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している中で、テロ情勢は依然として予断を許さない状況にあり、テロ対策等を講じ、良好な治安を確保していくことが極めて重要な課題であることから、これらを含めた様々な課題に的確に対処し、対策を確実に推進するため、令和４年12月20日、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」が第35回犯罪対策閣僚会議において策定されるとともに、閣議決定されました。

警察では、同戦略を踏まえ、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を推進しています。

情報収集と捜査

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠です。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を、重要施設の警戒警備等の諸対策に活用しています。また、情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合や違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしています。

さらに、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしています。

国際協力の推進

国際テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠です。令和４年（2022年）11月にはＧ７内務・安全担当大臣会合がドイツで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされています。

Ｇ７内務・安全担当大臣会合
（ｄｐａ/時事通信フォト）

警察庁では、テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、例年、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っています。また、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から治安機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウの提供を行っています。

官民一体となったテロ対策

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携して推進することが望まれます。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組に参画しています。

また、不特定多数の者が集まる施設、イベント等において、制服を着用した警察官による巡回の実施やパトカーの活動等により、「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して職員や警備員による自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化しています。

さらに、爆発物の製造を企図する者による爆発物の原料となり得る化学物質の入手を防ぐための取組も官民の連携により推進されており、警察では、これらを販売する事業者に対し、関係省庁と協力して、販売時の本人確認や使用目的の確認を徹底するように要請するほか、事業者向けマニュアルを整備して不審動向が認められる場合の通報を促したり、不審な購入者への対処要領を教示したりしています。

このほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション、住宅宿泊事業者等の事業を営む者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、社会情勢の変化を踏まえながら、テロリストによる悪用の防止を図っています。

日本赤軍

国際手配中の日本赤軍メンバー

日本赤軍は、平成13年４月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明しました。しかし、過去に引き起こした数々のテロ事件をいまだに称賛していること、現在も７人の構成員が逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできません。

警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進しています。

「よど号」グループ

国際手配中の「よど号」グループ

昭和45年（1970年）３月31日、故田宮高麿（たかまろ）ら９人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境しました。現在、ハイジャックに関与した被疑者５人及びその妻３人が北朝鮮にとどまっているとみられており（ハイジャックに関与した被疑者１人及びその妻１人は死亡したとされていますが、真偽は確認できていません。）、このうち３人に対し、日本人を拉致した容疑で逮捕状が発せられています。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めています。

経済安全保障

情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、ＡＩ、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大しつつあるとの認識が広がっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、世界中でサプライチェーンの寸断が見られるなど、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化しました。このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されています。

海外においては、令和４年（2022年）７月、英国において英国保安庁（ＭＩ５）長官と米国連邦捜査局（ＦＢＩ）長官が、公の場で初となる共同記者会見を行い、中国により多様な形で行われる技術情報等の窃取事例等について警告を発するなど、技術情報等の流出防止が重要な課題であるとの認識が広がっています。

共同会見を行うＭＩ５長官及びＦＢＩ長官
（ＰＡ Images/時事通信フォト）

我が国には、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものがあります。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねません。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、技術情報等の国外への流出防止に一層積極的に取り組むことが期待されています。

我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法が、第208回通常国会において成立しました。

警察では、令和４年４月、警察庁に経済安全保障室を設置し、技術情報等の流出防止に向けた取組を推進していくこととしています。

技術情報等の流出防止に向けた取組

取締り

警察では、従来から、安全保障貿易管理の実効性を確保する取組の一環として、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを徹底することで、国際社会における安全保障上の重大な脅威の排除に貢献してきました。例えば、令和３年７月には、軍用ドローンの推進装置に使用す

るなど軍事転用が可能なモーター150個を無許可で中国企業に輸出しようとしたとして、警視庁が制御用電子機器等の製造販売会社とその代表取締役を、外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出未遂）で検挙しました。

このような不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず国際情勢全体の安定化のためにも不変ですが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められています。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化しています。例えば、我が国では、平成31年（2019年）２月から３月にかけて、大手通信関連会社の従業員が、同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得し、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理に渡したとして、令和２年５月までに、警視庁が両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙しました。

アウトリーチ活動

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせません。警察では、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口やそれに対する有効な対策について、技術情報等を扱う企業等に情報提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援しています。こうした活動は、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民の生活に密着して犯罪の予防等に当たる我が国の警察の特性を生かして行っています。また、一部の都道府県警察では、経済産業省、経済団体等との連携を強化しており、経済産業省が所管している安全保障貿易管理に関する制度等についての情報提供をしています。

こうした都道府県警察の取組に加え、警察庁も大企業や経済団体等へのアウトリーチ活動を行い、国レベルでの官民協力を推進しており、令和４年末までに、警察庁から延べ約2,000の企業等に情報提供を実施しました。さらに、技術流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを作成しているほか、経済安全保障をめぐる情勢や事例をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施しています。

パンフレット・動画

【事例】アウトリーチ活動による技術情報等の流出の未然防止

外国政府の職員が、身分や目的を秘して先端技術を保有する企業の社員に繰り返し接近し、関係構築を図ろうとしている動向を確認しました。そこで、当該企業に警察において把握した事実の概要を教示して注意喚起を行い、具体的な対策を教示した結果、技術情報等の流出を未然に阻止することにつながりました。

中国の対日有害活動

情勢認識

３期目の習近平指導部発足

令和４年（2022年）10月、中国共産党第20回全国代表大会（党大会）が中国の人民大会堂で開催され、習近平総書記は、今後の政治や経済の基本方針を示す報告で「2035年までに社会主義現代化を基本的に実現し、今世紀半ばまでに中国を富強・民主・文明・調和の取れた美しい社会主義現代強国に築き上げる」という長期目標を掲げ、具体的な施策として「国家安全保障と社会安定の擁護」、「科学教育による国家振興戦略の実施、人材による現代化建設支援の強化」の項目を新たに盛り込みました。

中国共産党第20回全国代表大会（時事）

同月23日に開催された中国共産党第20期中央委員会第１回全体会議（１中全会）では、異例である３期目の習近平指導部が発足しました。同会議では、７人の政治局常務委員が選出され、習近平総書記に近いとされる者が多数を占めました。

台湾情勢

令和４年（2022年）８月、米国のペロシ下院議長は、台湾で蔡英文総統と会談を行い、「台湾と世界の民主主義を守るための米国の決意は揺らがない」と強調しました。同月、中国人民解放軍は、台湾周辺での大規模軍事演習を実施し、同演習の中で、同軍は台湾周辺海域に向けて弾道ミサイルを発射しました（日本政府は、発射された５発の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）に落下したものと推定されると発表）。また、中国は、同年７月から８月にかけて、一部農水産物や台湾食品メーカー製品等の輸出入停止措置を発動するなどの台湾に対する経済的圧力についても強化しました。

党大会において、習近平総書記は、台湾について平和統一を念頭に置きつつ「決して武力行使の放棄を約束せず、あらゆる必要な措置をとる選択肢を残す」と明言していることからも、今後も中国による台湾への圧力強化は続くものとみられます。

尖閣諸島をめぐる対応

平成24年９月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の３島の所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が度々発生しています。令和４年11月には、砲らしきもの（一部報道では「76ミリ砲」と指摘）を搭載した中国海警局の船舶が、尖閣諸島周辺

の領海に侵入しました。同月、岸田首相の就任後初めて実施された、習近平国家主席との対面による首脳会談において、岸田首相は尖閣諸島をめぐる情勢等についての懸念を伝えましたが、同年12月にも、中国海警局に所属する船舶は、日本漁船に接近を試みながら72時間以上にわたり領海侵入を続けるなどしました（平成24年９月以降で最長）。

尖閣諸島近海を航行中の中国海警船（時事）

中国は、尖閣諸島周辺海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、尖閣諸島が「中国固有の領土」であるとの主張の既成事実化を図っているものとみられます。

中国による諸工作

近年、諸外国で中国情報機関による情報収集活動に対する警戒感が急速に高まっています。例えば、米国では、令和４年（2022年）10月、司法省が、米国当局の刑事訴訟の妨害を企図した罪で、中国の情報機関員２人を起訴したことを発表しました。同人らは、米国政府関係者に金品を提供する見返りとして中国の大手通信企業の刑事訴訟に関する機密情報を窃取するよう指示していたとされています。このような中国情報機関による情報収集活動は、我が国においても多様な手段で行われているものとみられます。

また、中国が通常の外交活動とは異なる手法により、各国政府の外交政策、経済政策等が中国にとって有利なものとなるよう画策する影響工作についても、同様に警鐘が鳴らされています。英国では、令和４年（2022年）１月、英国において法律事務所を運営している中国系英国人が、中国共産党との連携の下、複数の政治家に対して多額の献金を行うなどの干渉行為を行っていたとして、ＭＩ５から警告が行われました。中国は、我が国においても、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているとみられます。

このほか、中国政府は、世界各地で展開している「キツネ狩り作戦」について、汚職取締りの一環として、海外に逃亡した被疑者の拘束を目指すものであるとしているところ、令和４年（2022年）１月、ＦＢＩ長官は、同作戦について、中国にとって政治的・経済的に脅威となる中国国外在住の中国人を標的とし、捕まえた上で中国本国へ送還していると指摘するなど、中国政府の脅威への対処の必要性を訴えています。米国司法省は、同年10月、「キツネ狩り作戦」の一環として、米国在住の中国人を監視し、同人を帰国させるために嫌がらせや脅迫を行ったとして中国人７人を起訴したことを発表しました。我が国においても、同様の手法を用いた抑圧行動が行われているものとみられます。

なお、中国の地方警察による海外拠点が我が国を含む多くの国に設置されていると指摘されており、我が国においても、同年11月、林芳正外相が会見で、中国側に対し外交ルートを通じて「仮に我が国の主権を侵害するような活動が行われているということであれば、断じて認められない」との申入れを行った旨述べました。

ロシアの対日有害活動

情勢認識

ロシアによるウクライナ侵略

令和４年（2022年）２月、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認した後、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始しました。

ウクライナ東・南部４州の「編入」調印式
（ＳＰＵＴＮＩＫ/時事通信フォト）

当初、ロシア軍は、ウクライナの首都キーウ等を含む広い範囲に展開しましたが、ウクライナ軍の抵抗から、同年３月、侵略の重点を同国東部の親ロシア派勢力支配地域の拡大に移す方針に転換しました。同年９月、プーチン大統領は、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を含むウクライナ東・南部４州を一方的に「編入」すると宣言し、同４州の親ロシア派勢力代表との「条約」に調印しました。

こうしたロシアの侵略に対し、ウクライナ側は、領土の奪還に向け徹底抗戦する構えを示しています。一方で、プーチン大統領は、同月に軍務経験のある予備役の市民を一部招集する「部分的動員令」を発令したほか、同年10月には、「編入」を宣言したウクライナ東・南部４州に「戒厳令」を発令するなど、戦時体制への移行を進めている可能性もあります。

ロシアをめぐる情勢

ロシアは、ウクライナ侵略をめぐり、対露制裁を科す欧米諸国と対立する一方、制裁に加わらない中国等と関係強化を図っているとみられます。

国内では、ウクライナ侵略開始以降、プーチン大統領の支持率が上昇し、令和４年（2022年）９月に行われた統一地方選挙では、14の州や共和国等の全ての首長選挙において、政権与党である「統一ロシア」又は親政権派の候補が勝利しました。

しかし、同月にプーチン大統領が「部分的動員令」を発令すると、ロシア国民に不安や反発が広がり、国外脱出を図ろうとする者が相次いだと報道されているほか、各地で抗議活動が行われました。

ロシア国内における抗議活動
（ＡＦＰ＝時事）

日露関係

我が国では、ロシアがウクライナ侵略を開始して以降、Ｇ７をはじめとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化しています。

こうした我が国の措置に対し、令和４年（2022年）３月、ロシア外務省は、「ウクライナの状況に関し、明らかに非友好的な性質の一方的な制限措置を導入した」と批判し、我が国との北方領土問題を含む平和条約交渉について、「現状では継続する意思はない」とする声明を発表しました。また、同年４月、我が国は、こうしたウクライナ情勢を踏まえて総合的に判断し、８人の駐日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員について国外退去を求めました。これに対し、同月、ロシア外務省は、８人の我が国の在ロシア大使館員の国外退去を要求しました。

さらに、同年９月、ロシア外務省は、在ウラジオストク日本国総領事館員が違法な情報収集活動を行ったとして、ペルソナ・ノン・グラータとして同領事館員の退去を要求しました。同年10月、我が国は、このようなロシア側の措置に対する相応の措置として、在札幌ロシア総領事館の領事１人に、ペルソナ・ノン・グラータを通告し、国外退去を求めました。こうしたロシアの動向は、我が国の対露制裁への強硬姿勢の一環ともみられており、今後もロシアが我が国に対する対抗措置やけん制活動を強めていく可能性があります。

対日諸工作等

近年も、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われる諜報事件が摘発されています。令和４年（2022年）６月、オランダ情報当局は、同国ハーグに本部を置く国際刑事裁判所（ＩＣＣ）に別人になりすまして侵入しようとしたロシア軍参謀本部情報総局（ＧＲＵ）に所属する情報機関員の男を摘発したと発表しました。男は、数年前から「ブラジル人」として、スパイ活動を行っていたとみられています。

こうした中、プーチン大統領は、同月、ロシア対外情報庁（ＳＶＲ）本部においてスピーチを行い、欧米等の対露制裁強化を踏まえ、ＳＶＲに対し外国での情報収集を活発化するよう指示しました。我が国においても、ロシアの情報機関員が大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っています。警察では、ソ連崩壊以降、令和４年12月までに11件の違法行為を摘発しており、今後も我が国の国益が損なわれることのないよう、引き続き、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしています。

プーチン大統領（ＥＰＡ＝時事）

北朝鮮の対日有害活動

情勢認識

施政演説を行う金正恩党総書記
（朝鮮通信＝時事）

北朝鮮は、令和４年（2022年）中、同年３月24日の大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）を含む各種ミサイルをかつてない頻度で発射しました。また、同年９月に開催された最高人民会議第14期第７回会議において、金正恩（キムジョンウン）党総書記が「絶対に核を放棄することはできない」と明言したほか、核兵器の使用条件等の11項目で構成される最高人民会議法令が採択され、国務委員長（金正恩党総書記）が核兵器に関する全ての指揮・決定権を有し、敵対勢力からの軍事的攻撃が「差し迫っていると判断された場合」等に核兵器を使用できることなどが法制化されました。

米国のバイデン政権は、核・ミサイル開発や挑発行為を続ける北朝鮮に対し、外交交渉を通じて朝鮮半島の完全な非核化を実現するため、前提条件のない対話を呼び掛けていますが、北朝鮮はこれに応じていない状況にあります。また、韓国の尹錫悦（ユンソンニョル）大統領は、同年８月の光復節記念式典において、北朝鮮が実質的な非核化に転じた場合には、段階的な措置に応じて経済支援を行うとする「大胆な構想」を提案しました。しかし、北朝鮮の金与正（キムヨジョン）党副部長は、談話を通じて、尹錫悦大統領の提案を「誤った前提」などとした上で、「我が方は絶対に相手にしてやらない」などと批判し、対決姿勢を明確にしました。

内政面では、北朝鮮が、同年５月に開催された朝鮮労働党中央委員会第８期第８回政治局会議において、北朝鮮内で「初となる新型コロナウイルス感染者の発生」を報告しましたが、同年８月には、金正恩党総書記が、新型コロナウイルス感染症をワクチンに頼らず撲滅したと宣言しました。また、金正恩党総書記は、同年10月、将来の党幹部を育成する「党中央幹部学校」で初めてとなる記念講義を行い、過去10年間を振り返り、党大会等の重要会議を定期的に開催する制度を復元させたことや、党の方針等を伝達させる体系を確立したことを成果として誇示するとともに、幹部による不正根絶や人民への奉仕の重要性を強調しました。

対日諸工作

朝鮮総聯（れん）は、令和４年５月、第25回全体大会を開催し、許宗萬（ホジョンマン）議長、朴久好（パククホ）第一副議長等の留任を決定し、朴久好第一副議長は、同大会において、「祖国の国際的威信を高め、愛族愛国運動の有利な環境を作るための対外活動を能動的に行う」と言及しました。また、金正恩党総書記は、大会参加者宛てに、「祖国の自主的統一と社会主義建設の全面的発展に特色ある寄与をする」ことを課題として明示した書簡を送付しており、今後も朝鮮総聯は、在日朝鮮人の権利拡大や親朝世論の形成を目指した活動を展開するものとみられます。

対北朝鮮措置

我が国は、北朝鮮による拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、全ての品目について北朝鮮との間での輸出入禁止等の独自措置（対北朝鮮措置）を講じています。警察では、同措置の実効性を確保するため、引き続き関係機関と緊密に連携を図り、同措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを推進していくこととしています。

北朝鮮による拉致容疑事案等

警察では、令和４年末現在、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案１件（被害者２人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案(注)について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っています。

		発生時期	発生場所	被害者　（年齢は当時）	国際手配被疑者
北朝鮮による拉致容疑事案	1	昭和49年６月	福井県小浜市	高敬美（コキョンミ）さん（７）、高剛（コガン）さん（３）	洪寿恵（ホンスヘ）こと木下陽子
	2	昭和52年９月	石川県鳳至（ふげし）郡（現　鳳珠（ほうす）郡）	久米　裕（ゆたか）さん（52）	金世鎬（キムセホ）
	3	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本　京子さん（29）	
	4	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田　めぐみさん（13）	
	5	昭和53年６月頃	兵庫県神戸市	田中　実さん（28）	
	6	昭和53年６月頃	不明	田口　八重子さん（22）	
	7	昭和53年７月	福井県小浜市	地村　保志さん（23）　H14.10帰国 地村（旧姓：濵本）富貴恵さん（23）　H14.10帰国	辛光洙（シングァンス）
	8	昭和53年７月	新潟県柏崎市	蓮池　薫さん（20）　H14.10帰国 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）　H14.10帰国	通称チェ・スンチョル 通称ハン・クムニョン 通称キム・ナムジン
	9	昭和53年８月	鹿児島県日置（ひおき）郡（現　日置市）	市川　修一さん（23） 増元　るみ子さん（24）	
	10	昭和53年８月	新潟県佐渡郡（現　佐渡市）	曽我　ひとみさん（19）　H14.10帰国 曽我　ミヨシさん（46）	通称キム・ミョンスク
	11	昭和55年５月頃	欧州	石岡　亨（とおる）さん（22） 松木　薫さん（26）	森順子（よりこ） 若林（旧姓：黒田）佐喜子（さきこ）
	12	昭和55年６月	宮崎県宮崎市	原　敕晁（ただあき）さん（43）	辛光洙　金吉旭（キムキルウク）
	13	昭和58年７月頃	欧州	有本　恵子さん（23）	魚本（旧姓：安部）公博

（注）：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和４年末現在、871人

右翼及び右派系市民グループ

右翼の動向

右翼は、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。

ロシアをめぐっては、令和４年（2022年）２月から開始されたウクライナ侵略を捉え、「ロシアはウクライナ侵略を即刻やめよ。ウクライナから撤退せよ」などとして批判しました。


街頭宣伝活動を行う右翼(４月、和歌山)

中国をめぐっては、令和４年２月に北京で開催されたオリンピック冬季競技大会を捉え、「人権弾圧、領土・領海侵犯をするような中国に五輪を開催する資格はない」などとして批判したほか、中国の弾道ミサイルが我が国の排他的経済水域内に落下したことを捉え、「台湾への圧力を強め、日本をけん制している証拠だ」などとして批判しました。

北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「ミサイル発射は、国連安保理決議違反であり、国際社会に対する恫喝（どう）である。弾道ミサイル発射を直ちにやめよ」などとして批判したほか、拉致問題を捉え、「拉致を行った北朝鮮を許してはならない」などとして批判しました。

韓国をめぐっては、韓国が竹島を不法占拠していることや、竹島周辺での海洋調査活動を捉え、「韓国は、軍事力による不法占拠をやめ、直ちに竹島より退去せよ」などとして批判したほか、慰安婦問題や旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「戦時補償問題は解決済みの話だ。国家間の条約や協定を反故にする反日国家韓国に対して断固として抗議する」などとして批判しました。

国内では、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル発射を捉え、「岸田政権には国民の生命、身体、財産を守ろうという気概のある政治家は一人もいない」などとして批判しました。

また、一部の右翼は、資金獲得を目的に、企業に対する執ような街頭宣伝活動を行っています。令和４年中にその対象となった企業は延べ約70社（実数約20社）に上っています。

右翼は、今後も内外の諸問題に敏感に反応し、関係諸国、我が国政府、企業等に対する抗議活動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対する「テロ、ゲリラ」事件や企業等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

違法行為の取締り

令和４年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はありませんでした。

令和４年中の右翼運動に伴う事件(注)の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況等は、下表のとおりであり、悪質な資金源犯罪が後を絶たない状況にあります。

警察は、銃器犯罪や資金獲得等を目的とした違法行為に対し、様々な法令を適用した取締りを行い、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めています。

右翼運動に伴う事件の検挙	41件 58人
資金獲得を目的とした事件の検挙	67件 78人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	０丁

右翼による違法行為の検挙状況等

街頭宣伝車対策の推進

市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、徹底した取締りを行っており、令和４年中、名誉毀損罪等により13件19人を検挙しました。

街頭宣伝活動に対する取締り（２月、東京）

(注)：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

右派系市民グループをめぐる情勢

極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、令和４年中、領土問題や拉致問題といった、我が国と韓国や北朝鮮との間の問題を捉え、各地でデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件行われました。

また、その活動に対して反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組みました。

右派系市民グループは、今後も引き続き、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法を意識しつつ、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為の発生が懸念されます。

右派系市民グループのデモ（２月、東京）

違法行為の取締り

警察では、平成28年（2016年）６月に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、ヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じています。

極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入しています。一方で、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

革マル派

革マル派は、創始者である黒田寛一前議長（故人）の著作を集成し、「「暗黒の21世紀」世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置づける「黒田寛一著作集」（全40巻）を順次刊行（令和４年中は第５巻、第６巻及び第14巻）したほか、機関紙で黒田前議長が提唱した理論の学習や同理論に依拠した「組織建設」を訴えました。

革マル派のデモ（６月、東京）

また、令和２年には、同派の活動家が「革共同革マル派（探究派）を結成した」と表明する動きをみせていたところ、これまで反応を示していなかった革マル派は、令和４年、機関紙で探究派に対する批判を開始し、その後相互に批判を繰り返す動きをみせました。

労働運動では、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部に対する批判を展開したほか、メーデー会場周辺で、参加者に対して、同派への結集を呼び掛けるなどして勢力の拡大を図りました。同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）と東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）については、令和４年６月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である松崎明元ＪＲ東労組会長（故人）が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定しました。

大衆運動では、「憲法改悪阻止！日米グローバル同盟反対！」などと主張し、政権打倒を訴えて、集会、デモ等に取り組みました。また、日米首脳会談等の開催や国葬儀の執行を捉え、各地で抗議行動に取り組んだほか、大衆団体が主催する抗議行動に活動家を動員し、自派の主張を訴えました。

ロシアによるウクライナ侵略に対しては、極左暴力集団各派が抗議行動に取り組むなか、革マル派は、機関紙号外とその外国語版を街頭で配布するなどの動向もみせました。

同派は、今後も黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられます。

第５章　公安情勢

中核派

中核派のデモ（９月、東京）

中核派は、令和４年２月、「第８回全国大会」を開催しました。同大会では、清水丈夫議長が、「７回大会の総括から党の変革を進め、労働者階級への絶対的信頼をもって、革命情勢を革命に転化するために全力で闘おう」などと発言し、共産主義革命を目指すため労働運動を強化する「階級的労働運動路線」を基本方針に各種闘争に取り組んでいくことを改めて確認しました。労働運動では、国鉄闘争を軸に、同年７月及び同年11月に全国集会をそれぞれ開催し、「「闘う労働組合の全国ネットワーク」を力強くつくりだそう」などと主張しました。大衆運動では、反戦闘争を最重要課題に掲げて、日米首脳会談等の開催や国葬儀の執行を捉え、同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）を中心にヘルメットを着用したスクラムデモに取り組みました。

同派系の全学連は、沖縄本土復帰50年を捉えて沖縄現地闘争に取り組んだほか、同年９月に開催した「全学連第83回定期全国大会」で新執行部（委員長：沖縄大学、書記長：京都大学、副委員長：学習院大学、広島大学２人）を確立しました。

同派は、今後も国鉄闘争を軸に、反戦、改憲阻止を中心とした各種闘争を継続しつつ、ＳＮＳや動画共有サイトを勧誘活動に積極的に活用し、組織の維持・拡大を図るものとみられます。

革労協

革労協反主流派のデモ（９月、東京）

革労協主流派は、成田闘争に重点を置き、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等にも取り組みました。

また、国葬儀の執行を捉え、「「国葬」会場の武道館に攻め上り、実力で粉砕しよう」などと主張し、集会、デモ等に取り組みました。

革労協反主流派は、反戦・反基地闘争に重点を置き、自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練や普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモ等に取り組んだほか、原子力発電所の建設に反対し、現地に活動家を動

員しました。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあります。

成田闘争

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として係属中であり、極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、集会、デモ等に取り組みました。また、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和４年10月に開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第３滑走路の整備等の機能強化に向けた動きに対し、「辺野古新基地建設や南西諸島へのミサイル配備と連動した米軍・自衛隊の巨大兵站基地化に他ならない」などと主張しました。

極左暴力集団は、今後も成田闘争に取り組み、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがあります。

極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した、警察の捜査への協力を求める広報活動を推進しています。

令和４年中は、偽名宿泊をした中核派非公然活動家ら４人を逮捕（５月、警視庁）するなど、極左活動家６人を検挙しました。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしています。

指名手配被疑者の発見・通報を訴えるポスター

オウム真理教

教団の現状

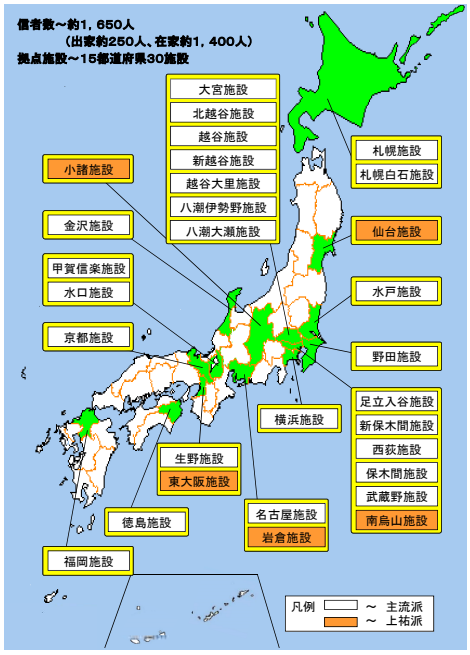

オウム真理教の拠点施設

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動しています。

現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、合計で約1,650人（出家約250人、在家約1,400人）とみられます。

主流派は、平成30年７月の松本の死刑執行後も依然として松本を「尊師」と尊称し、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底しています。同派では、松本の二男の教団復帰をめぐる動向に端を発した内紛が依然として継続しているとみられ、信者の一部は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しています。

また、松本の遺骨等については、令和３年７月の最高裁判所決定により、松本の二女が取得者として確定しており、令和４年10月、二女が、遺骨等を保管する国に対し、引渡しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して松本からの脱却を強調するなど、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、「開かれた教団」や組織の刷新をアピールするなどしています。

令和３年１月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を３年間（令和６年１月末まで）更新する決定を行いました。この決定に対し、主流派及び上祐派が、それぞれ同決定の取消しなどを求める行政訴訟を提起しており、これらの訴訟は、いずれも東京地方裁判所に係属中です。

組織拡大に向けた動向

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店における声掛けのほか、ＳＮＳを利用しながら、青年層を中心に、ヨーガ、占い、精神世界等に興味を持つ者と接触を図り、ヨーガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得しています。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、ウェブサイトを通じて、参加を呼び掛けるなどし、信者獲得を図っています。

【事例】主流派「Aleph(アレフ)」による勧誘活動

導　入	人間関係の構築	入　信
○　教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象 ○　街頭や書店での声掛け、ＳＮＳや友人等を通じ、宗教やヨーガ等に興味を持つ者に接近、喫茶店等で接触	○　教団名を秘したまま、十数回にわたり宗教やヨーガ等を講義 ○　被勧誘者の関心や悩みを聞き出し、相談を受けながら、人間関係を構築	○　教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明 ○　松本の偉大性等を講義 ○　教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とするなど、その本質に変化がないと認められることから、警察では、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しています。

令和４年中は、教団名を隠してヨーガ講義と称して勧誘活動を行い、受講契約時に契約書等の必要書面を交付しなかった主流派在家信者１人を、特定商取引に関する法律違反で逮捕しました（12月、京都）。

また、地下鉄サリン事件から27年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念されます。そのため、警察では、教団の勧誘対象となりやすい若い世代への啓発活動に取り組むほか、住民や地方自治体等に対して教団の現状や組織的違法行為の検挙事例等を積極的に広報するとともに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施しています。

オウム真理教による主な事件

事　件　名	発　生　日	死者数及び負傷者数
①　弁護士一家殺害事件（殺人）	平成元年11月４日	死者３人
②　松本サリン事件（殺人・殺人未遂）	平成６年６月27日	死者８人　負傷者約140人
③　公証役場事務長逮捕監禁致死事件（逮捕監禁致死・死体損壊）	平成７年２月28日	死者１人
④　地下鉄サリン事件（殺人・殺人未遂）	平成７年３月20日	死者13人　負傷者5,800人以上 ※オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和２年３月に更に１人が死亡

日本共産党

党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和４年８月の第６回中央委員会総会で、党員数が第28回党大会（令和２年１月開催、以下「党大会」という。）時比で１万4,000人余が減少したほか、機関紙購読者数では、党大会時比で日刊紙で１万2,000人弱、日曜版読者で５万2,000人余がそれぞれ減少し、電子版で2,000人余が増加したことを明らかにしました。

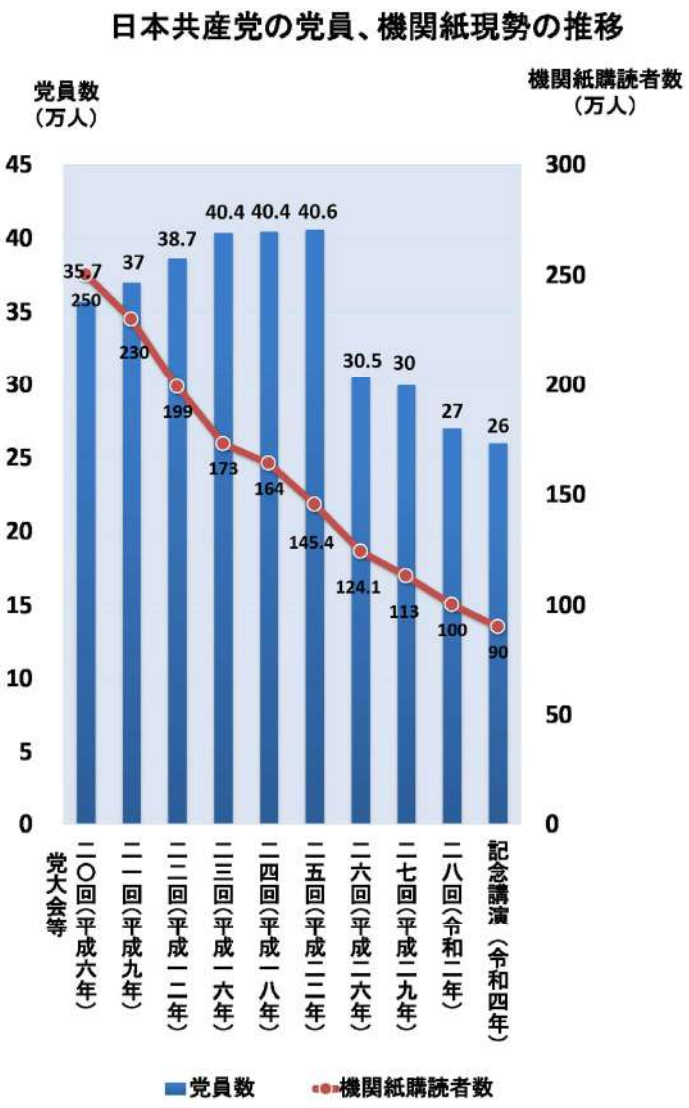

日本共産党は、こうした党勢の後退が国政選挙における後退につながったとして、令和４年８月から12月までの５か月間を、「党創立100周年記念、統一地方選挙勝利・党勢拡大特別期間」（以下「特別期間」という。）に設定し、集中的に党勢拡大等に取り組むことを決定しました。具体的には、①党員拡大は「毎月1,000人以上の入党者（５か月間で5,000人以上）を迎えること」、②読者拡大は「大会現勢回復・突破」などを目標に掲げました。

日本共産党は、令和５年１月の第７回中央委員会総会で、特別期間の結果について、「党員拡大は、毎月の現勢での前進には届いていません」、「「しんぶん赤旗」の読者拡大は、党大会時回復・突破の目標に距離を残しました」などと発表しました。

一方、日本共産党は、令和４年９月の日本共産党創立100周年記念講演会で、現勢については、党員約26万人、機関紙購読者数約90万人であることを発表しました。

第26回参議院議員通常選挙の結果

日本共産党は、第26回参議院議員通常選挙について、比例では得票数650万票、得票率10％以上を獲得して比例５議席を確保し、選挙区では「東京の現有議席を絶対確保し、前回の2019年参院選で議席を獲得した埼玉、京都、惜敗した大阪、神奈川などで議席増に挑戦」との目標を掲げました。日本共産党が、令和３年10月の第49回衆議院議員総選挙の際に、立憲民主党と合意した「限定的な閣外からの協力」については、今回の参院選では事実上の棚上げとなりました。また、同選挙では、全ての１人区での候補者の一本化には至りませんでした。

日本共産党は、同選挙に選挙区33人及び比例代表25人の計58人の公認候補者を擁立しました。同選挙の結果、日本共産党は、選挙区で１議席（東京）、比例代表で３議席を獲得し、改選前６議席から２議席減の４議席となりました。日本共産党は、同選挙の結果について、「（選挙区選挙で）宝の議席を守り抜いたことは、大きな喜び」、「（比例代表選挙で）改選５議席から３議席への後退という、たいへんに残念な結果」と評価するとともに、野党共闘については、「今回の参議院選挙における野党の選挙協力は、きわめて限定的なものとなり、従来の到達点からも大幅に後退」したとの認識を示しました。

参院選（比例代表）における
日本共産党の得票数、率の推移
（平成13年～令和4年）

全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和４年５月、都内で「国民のいのちと健康確保へ、コロナ対策予算の拡充を」などのスローガンを掲げ、「第93回中央メーデー」を開催しました。来賓として出席した日本共産党の志位和夫委員長は、第26回参議院議員通常選挙を控え、「「平和」でも「暮らし」でも国民みんなが希望を持てる新しい日本をつくる選挙にしていくために、みんなで力をあわせましょう」などと挨拶を行いました。

第93回中央メーデー
（５月、東京/時事通信フォト）

全労連は、今後も引き続き、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対する運動等に取り組んでいくものとみられます。

大衆運動

近年の大衆運動

大衆団体等は、令和４年９月、国葬儀への反対を主張し、国会議事堂前に約１万5,000人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組みました。また、憲法改正反対を訴え、同年５月、都内・東京臨海広域防災公園で「改憲発議許さない！守ろう平和といのちとくらし　2022憲法大集会」に取り組んだほか、同年11月には国会議事堂周辺で、「武力で平和はつくれない　つなごう憲法をいかす未来へ　11・３憲法大行動」に取り組みました。同年３月以降、各地でロシアによるウクライナ侵略を批判する街頭宣伝活動等に取り組む中で、憲法改正反対を主張するものもみられました。

さらに、反原発を訴え、同年４月、都内・亀戸中央公園に約2,300人（主催者発表）を集め、「さようなら原発首都圏集会」に取り組んだほか、同年７月には、原子力規制委員会が東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出計画を正式に認可したことに対して、原子力規制委員会前で抗議行動に取り組みました。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正や原子力政策といった様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられます。

国葬儀に対する抗議行動
（９月、東京/共同）

憲法改正に対する抗議行動
（５月、東京/共同）

処理水の海洋放出に反対する抗議行動
（７月、東京/共同）

沖縄県内における反基地運動

大衆団体等は、普天間飛行場の名護市辺野古移設反対を訴え、移設先であるキャンプ・シュワブのゲート前や工事関係先である港で抗議行動に取り組んだほか、米軍基地の撤去を訴え、普天間飛行場をはじめとする米軍基地の周辺で抗議行動に取り組みました。こうした反基地運動に伴って違法行為も発生しており、沖縄県警察では、令和４年中、公務執行妨害罪等で４件２人を検挙しました。

移設工事に対する抗議行動
（８月、沖縄/時事）

大衆団体等は、今後も引き続き、普天間飛行場の辺野古移設等を捉え、反基地運動に取り組むものとみられます。

国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

国外の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和４年（2022年）６月、ドイツで開催されたＧ７エルマウ・サミットに対し、環境保護や反貧困、新型コロナウイルス対策といった様々なテーマを掲げて抗議行動に取り組み、ミュンヘンで4,000人規模のデモ行進、サミット会場近くでは約50人が抗議行動に取り組みました。

Ｇ７エルマウ・サミットでの抗議行動
（ＺＵＭＡ Press）

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、インターネット上において、国際会議等の開催を捉えたアピール行動等に取り組んでおり、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力も、国外の同勢力が経済のグローバル化等の諸問題を捉えて開催した会議にオンライン参加するなど、国際的な連携の維持・強化を図りました。

国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、Ｇ７広島サミットをはじめとする国際会議等の開催に際し、諸問題を捉えた抗議行動に取り組んでいくものとみられます。

我が国の捕鯨をめぐる反対運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）の関係者は、令和４年２月、日本の商業捕鯨について言及した上で、「捕鯨が完全に廃止されることを見届ける」などと表明し、今後も日本の捕鯨に対する反対運動を推進する方針を示しました。

警戒活動の拠点となる現地警戒所の開所式
（８月、和歌山）

また、和歌山県太地（たいじ）町のイルカ漁をめぐっては、令和３年に引き続き、同団体が現地に活動家を派遣する動向はなかったものの、令和４年９月、太地町におけるイルカ漁解禁にあわせて、反捕鯨活動家等が世界数か国で反イルカ漁キャンペーンを行い、国内でもこれに連帯する抗議行動が取り組まれました。

警察では、太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、法務省出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進しています。シー・シェパードをはじめとする環境保護団体は、今後も、我が国の商業捕鯨やイルカ漁を捉えた様々な抗議行動に取り組むものとみられます。

警察の集団警備力

機動隊等

機動隊は、集団警備力の中核として、集団不法事案、「テロ、ゲリラ」事件に対する治安警備や台風、地震等の災害警備に当たるほか、必要に応じて、集団警備力を活用した雑踏警備、集団警ら、各種一斉取締り等を行う常設部隊です。

都道府県警察には、機動隊のほか、これを補完し、又は都道府県警察相互の援助体制を確保するため、管区機動隊、第二機動隊等が設置されており、また、各種警察事案に対応できるよう専門部隊が編成されています。

さらに、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和２年（2020年）４月、沖縄県警察に、自動小銃やヘリコプター等の装備資機材を備えた国境離島警備隊を設置しました。

テロ対処部隊等

警察では、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件等を鎮圧するため、特殊部隊（ＳＡＴ：Special Assault Team）（約300人）を８都道府県警察（注１）に設置しています。

また、銃器等使用事案が発生した場合に対処する部隊として、全都道府県警察に銃器対策部隊（約2,100人）を設置しています。

このほか、ＮＢＣテロ（注２）事案の発生に備えてＮＢＣテロ対応専門部隊（注３）又はＮＢＣテロ対策部隊（約600人）を、爆発物使用事案に迅速かつ的確に対処するため爆発物対応専門部隊（注４）又は爆発物対策部隊（約1,000人）を、全都道府県警察に設置しています。

さらに、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係機関や航空会社と緊密に連携し、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用しています。


特殊部隊（SAT）


銃器対策部隊


NBCテロ対応専門部隊


爆発物対応専門部隊

（注１）：北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄
（注２）：Ｎ（Nuclear：核）Ｂ（Biological：生物）Ｃ（Chemical：化学）物質を使用したテロの略称
（注３）：広域運用等も念頭に置き、特に高度な装備資機材を配備した部隊として、９都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）の機動隊等に設置
（注４）：広域運用等も念頭に置き、特に高度な装備資機材を配備した部隊として、13都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡及び沖縄）の機動隊に設置

警戒警備の強化

重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化しています。

首相官邸における警戒

水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、空港・港湾危機管理（担当）官を置き、水際対策を強化しています。

テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ(注1)）、外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ(注2)）及び乗客予約記録（ＰＮＲ(注3)）が運用されており、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。

関係機関との水際対策訓練
（６月、兵庫）

武力攻撃事態等への対処

武力攻撃や重大テロが発生した場合に備え、警察では、被災情報の収集、避難住民の誘導等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施することができるよう、内閣官房や都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。令和４年11月には、秋田県において、緊急対処事態の発生を想定した国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった共同の実動・図上訓練が行われました。

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊との緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、陸上自衛隊との共同訓練を実施するなど、テロ等に対する対処能力の向上や関係機関との連携強化に努めています。

秋田県国民保護共同実動・図上訓練
（11月）

（注１）：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物に係る情報を入国前に照合するシステム

（注２）：Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム

（注３）：Passenger Name Recordの略。航空券を利用して出入国する旅客の予約情報

原子力関連施設に対するテロ対策

テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、各国の治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、ＮＢＣテロ事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっています。


原子力関連施設の警戒

さらに、「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（平成23年11月14日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を受け、関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的に実施するなどしています。

警察庁職員による立入検査

原子力関連施設においては、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるように努めています。

自衛隊との共同訓練

警察では、一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合を想定し、平成24年（2012年）６月に四国電力伊方原発における共同実動訓練を実施して以降、原子力発電所敷地内において自衛隊との共同訓練を実施しています。


自衛隊との共同実動訓練
（令和元年11月、北海道）

警衛・警護

警　衛

警察では、皇室と国民との親和に配意しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止等を図っています。

令和４年中、天皇皇后両陛下は、第77回国民体育大会総合開会式御臨席（10月：栃木県）、第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭御臨場（10月：沖縄県）、第41回全国豊かな海づくり大会御臨席（11月：兵庫県）のため、行幸啓になりました。

なお、天皇皇后両陛下が例年御臨場される全国植樹祭は、オンラインによる行幸啓となりました。

第77回国民体育大会総合開会式
御臨席等に伴う警衛(10月、栃木県)

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、令和４年度全国高等学校総合体育大会御臨席（７月：徳島県）、第22回全国障害者スポーツ大会御臨席（10月：栃木県）、第45回全国育樹祭御臨席（11月：大分県）等のため、お成りになりました。

また、海外へは、天皇皇后両陛下が、英国女王エリザベス二世陛下御葬儀御参列のため、同国を御訪問（９月）されました。

警　護

令和４年中、警察では、岸田首相の第77回国連総会出席等に伴う米国訪問（９月）、ＡＳＥＡＮ関連首脳会議、Ｇ20バリ・サミット及びＡＰＥＣ首脳会議出席等に伴うカンボジア、インドネシア及びタイ訪問（11月）等において、関係国の警護当局と緊密に連携して警護を実施しました。

また、令和４年中は、５月の日米豪印首脳会合出席等のため、米国大統領、オーストラリア首相及びインド首相が来日したほか、９月の国葬儀出席のため、数多くの外国要人が来日しました。関係警察では、所要の警護を実施しました。

首相警護（11月、カンボジア）(首相官邸)

自然災害への対処

大雨等の自然災害

福島県沖を震源とする地震

令和４年３月16日午後11時36分頃、福島県沖の深さ57キロメートルを震源とする最大震度６強の地震が発生し、死者３人等の被害が発生しました。

関係警察では、警備体制を確立するとともに、被災情報の収集等に当たりました。

令和４年８月３日からの大雨

令和４年８月３日以降、日本付近で停滞した前線や低気圧の影響により、各地で大雨となりました。

この大雨の影響により、浸水害、土砂災害等が発生するなどして、死者２人等の被害が発生しました。

関係警察では、警備体制を確立するとともに、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等に当たったほか、交通対策、情報通信対策等の被災者の安全安心を確保するための活動を実施しました。

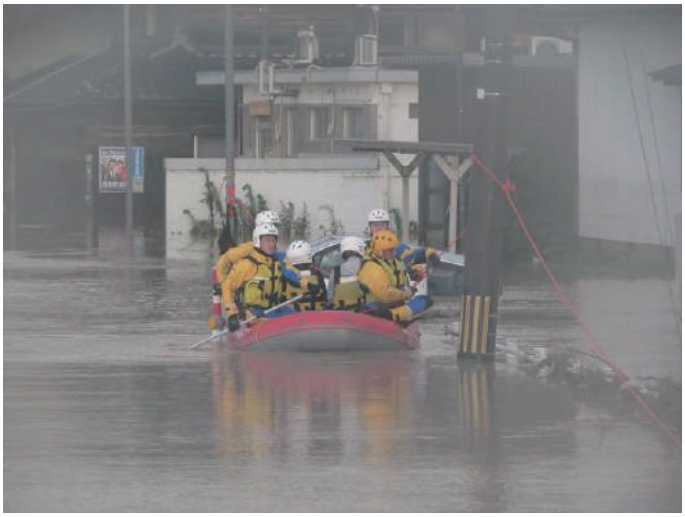

被災者の救出活動（８月、石川）

台風第14号

令和４年９月14日午前３時、小笠原近海で発生した台風第14号は、非常に強い勢力で鹿児島市付近に上陸した後、同月19日朝にかけて九州を縦断しました。

この台風の影響により九州を中心とする西日本において記録的な大雨や暴風が発生し、死者５人等の被害が発生しました。

関係警察では、警備体制を確立するとともに、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等に当たったほか、交通対策、情報通信対策等の被災者の安全安心を確保するための活動を実施しました。

行方不明者の捜索活動（９月、広島）

今後の大規模災害への備え

危機管理体制の構築

警察では、災害に係る危機管理体制を構築するため、局地化・激甚化する最近の災害の傾向や過去の大規模災害対処時における反省・教訓を踏まえ、引き続き、具体的な災害対応要領、部隊派遣計画等の見直しや検討を組織横断的に進めていくこととしています。

広域緊急援助隊合同訓練（11月、岐阜）

各都道府県警察では、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めているほか、大規模地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等、近年の災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進しています。

警察庁では、土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえ、装備資機材の充実強化を推進するとともに、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するため、平成28年４月に近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成30年４月に警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用を開始し、災害対処能力の更なる向上を図っています。

特別救助班

特別救助班は、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行うことを主な任務として、平成17年に12都道府県警察、約200人体制で運用を開始しました。平成29年３月には、大規模災害への対処能力を強化するため、新たに４府県警察にも設置され、現在、16都道府県警察（注）、約240人体制で運用しています。

特別救助班の訓練（12月、京都）

特別救助班は、各都道府県警察に設置された広域緊急援助隊と共に、全国的な運用を見据え、広域的な合同訓練をはじめとした各種訓練を行うなど、災害への備えに常に万全を期しています。

（注）：北海道、宮城、警視庁、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡及び沖縄

令和４年版 回顧と展望

警備情勢を顧みて

警察庁